

令和元年度 第1回千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会会議 議事録（議事要旨）

1 日 時：令和元年6月12日（水）午前10時00分～午前11時45分

2 場 所：ポートサイドタワー12階第一会議室

3 出席者：（委員）

岩崎弘一委員、黒川雅子委員、樽木靖夫委員、永嶋久美子委員、星 幸広委員
（教育委員会職員）

神崎 広史 教育次長、伊藤 裕志 学校教育部長、山下 敦史 学事課長、
鶴岡 克彦 教育指導課長、木内 克英 教育支援課長、古山 智和 保健体育課長、
石川 英明 教育センター所長、千葉 直敏 養護教育センター所長
（事務局）

保田 裕介 教育支援課主任指導主事、

高橋 泰雄 教育支援課指導主事、桑田 智晃 教育支援課指導主事

4 議 題

- （1）開会
- （2）教育委員会挨拶
- （3）委員紹介
- （4）委員会の運営について

5 議事の概要

- （1）開会
木内教育支援課長の進行により開会。
- （2）教育委員会挨拶
神崎教育次長から挨拶。
- （3）委員紹介
いじめ等の対策及び調査委員、教育委員会職員、事務局の順に自己紹介をした。
- （4）委員会の運営について
事務局から、本委員会の設置条例をもとに、本委員会の運営について説明をした。
- （5）本市のいじめ防止対策等について
事務局から、「千葉市いじめ防止基本方針」「いじめ対応マニュアル」「学校いじめ防止基本方針」等、本市のいじめ防止対策について説明をした。
- （6）協議

6 会議経過

- （1）開会

（木内教育支援課長）事務局に確認します。本日、傍聴人の方はいらっしゃいますか。

（保田主任指導）はい。います。傍聴人の方をお願いします。本日の会議については、千葉市情報公開条例第7条第2号に該当する情報を含むため、協議事項からは、非公開となります。傍聴人の方にはご退席いただきますので、予めお知らせします。よろしくお願いします。

（木内教育支援課長）それでは、定刻になりましたので、はじめさせていただきます。私は、本日進行を務めさせていただきます、教育支援課長の木内でございます。よろしくお願いいたします。本日の会議ですが、公開内容は、レジュメの6番までとなります。7番からは、個別の事案のため、非公開となりますのでご了承ください。

本日は、ご多用の中出席いただきありがとうございます。それでは、第1回千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会を開催させていただきます。

開会にあたりまして、教育委員会を代表しまして、神崎教育次長より御挨拶申し上げます。

- （2）教育委員会挨拶

（神崎教育次長）神崎でございます。本日はよろしくお願いいたします。皆様方におかれましては公務ご多用の中、千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会に御出席いただき、誠にありがとうございます。

また、今年度は委員任期は2年目にあたるかと思いますが、引き続き委員の大任を引き受けてくださることに深く感謝申し上げます。

本委員会につきましては、「千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会設置条例」に基づき、平成26年度に教育委員会の附属機関として設置されたところであり、主な所掌事務としては、いじめの防止対策に関し提言していただくこと、そして、教育委員会の諮問を受け、いじめ等重大事案の事実関係の調査を行うこととされているところです。

昨年10月に文科省が「平成29年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」を公表しているが、全国のいじめ認知件数が41万4千件超と過去最大になったとのことであります。いじめは大きな社会問題になっており、憂慮に堪えない事態と認識してとらえてございますが、このような中、千葉市としては、どの子供、どの学校にも起こりうるものであると捉え、千葉市いじめ防止基本方針等を基に、「いじめの未然防止・早期発見・早期対応」を柱として、いじめ問題等に的確に対処していく所存でございます。

委員の皆様には、ご専門の見地から忌憚のないご意見をいただくとともに、本市のいじめ等対策の取り組み強化が図られるよう、特段のお力添えをお願いいたしまして、冒頭の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

(木内教育支援課長) ありがとうございます。

(3) 委員紹介

(木内教育支援課長) それでは、今年度1回目の会となりますので、委員の皆様からご挨拶をいただきたいとします。お手元の資料2頁をご覧ください。こちらの名簿順にご挨拶をいただきます。初めに、精神科医の「岩崎 弘一 (いわさき ひろかず)」委員をお願いいたします。

(岩崎委員) 岩崎でございます。ここ数年発達障害が話題になっておりまして、小児科の先生と勉強会を開いたりしております。そこで、いじめ等もよく話題になっていることもよくあると思います。よろしくお願いします。

(木内教育支援課長) 続きまして、淑徳大学総合福祉学部 教授の「黒川雅子 (くろかわ まさこ)」委員長よりよろしくお願い申し上げます。

(黒川委員長) いじめというの今、教育事情からも41万件の認知件数が全国でカウントされたところもあるのですが、子供の世界で子供同士が衝突を繰り返しながら成長していく様子を見守ることも大切な教育の視点だと思います。ただ、これはこれ以上の線引き以上は対応していかないと難しいだろうといったところに対して、学校と連携して手を差し伸べられるように助言できればと思っております。よろしくお願い申し上げます。

(木内教育支援課長) 続きまして、千葉大学教育学部教授「樽木靖夫 (たるきやすお)」委員よりよろしくお願い申し上げます。

(樽木委員) おはようございます。千葉大学教育学部教授の樽木と申します。よろしくお願いします。私の専門は教育社会心理学という学問です。要は対人関係の在り方、進め方について検討と研究をしております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

(木内教育支援課長) 続きまして、弁護士の「永嶋久美子 (ながしま くみこ)」副委員長をお願いいたします。

(永嶋委員) 弁護士の永嶋と申します。よろしくお願いします。子供の権利に携わる委員会に所属しております。この調査委員会ができたのが平成26年度で、それから学校と弁護士とのかかわりがずいぶん変わったなと思っております。学校のことを弁護士も学ばなければならないし、学校の先生方に何か法的な助言などをフィードバックしたり、一番退大事なのは、子供の最善の利益を守るところで先生たちと弁護士が同じ方向を向きながらも、意見を交わせたらと思っております。よろしくお願いします。

(木内教育支援課長) 最後に、学校危機管理アドバイザーの「星 幸広 (ほし ゆきひろ)」委員をお願いいたします。

(星 委員) よろしくお願いします。学校現場とは全く違ったアングルから、いじめというものを長い間対応し、見てまいりました。それらをこれからこの委員会で皆様のお役に立てればと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

(木内教育支援課長) ありがとうございます。

(木内教育支援課長) 続きまして、教育委員会職員を紹介させていただきます。同じく2頁の名簿順にご紹介します。

(伊藤学校教育部長) 学校教育部長の伊藤です。今年4年目になります。先生方には、様々なご助言をい

ただきたいと思います。

(山下学事課長) 学事課長の山下です。本年度学事課長になり 1 年目となります。皆様にご意見をいただきながら、やっていきたいと思います。

(鶴岡教育指導課長) この 4 月より教育指導課長となりました鶴岡です。よろしくお願いいたします。

(木内教育支援課長) 教育支援課長の木内です。よろしくお願いいたします。

(太刀川保健体育課長補佐) 保健体育課 課長補佐の太刀川です。本日課長が出張のため、代理で出席しております。よろしくお願いいたします。

(石川教育センター所長) 今年度より、新しく教育センター所長になりました石川です。よろしくお願いいたします。

(千葉養護教育センター所長) 養護教育センター所長の千葉です。よろしくお願いいたします。

(木内教育支援課長) 事務局職員を紹介いたします。

(保田主任指導主事) 教育支援課 主任指導主事 保田です。よろしくお願いいたします。

(高橋指導主事) 教育支援課 指導主事 高橋です。よろしくお願いいたします。

(栗田指導主事) 栗田です。よろしくお願いいたします。

(木内教育支援課長) それでは、この後の議事進行につきましては、黒川委員長よろしくお願いいたします。

(4) 委員会の運営について

(黒川委員長) それでは、次第によりまして議事を進めさせていただきます。まず、委員会の運営について事務局より説明をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

(保田主任指導主事) それでは 5 番、委員会の運営について、保田から説明させていただきます。まず資料の 3 頁を開けてください。「資料 1 千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会設置条例」をご覧ください。重要事項のみ説明いたします。

第 1 条では、本委員会の設置目的について示しております。

次に、第 2 条では、本対策調査委員会が取扱ういじめ等による重大事態を定めております。本市が設置した学校におけるいじめ、体罰、学校管理下において発生した重大事態を対象としております。

第 3 条においては、委員会の所掌事務を定めております。

(1) が対策についての審議について

(2) ～ (4) が調査についての審議について定めております。

第 4 条から第 6 条においては、委員会の組織について定めております。

対策調査委員会は、委員 5 人以内で組織し、任期は 2 年、また、第 2 項で、臨時委員を置くことができることを定めております。

会議は、委員及び臨時委員の半数以上が出席しなければ開くことができません。

議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数で決定します。可否同数のときは、委員長の決するところによります。

第 7 条では調査に関して定めております。

第 8 条については、前条の調査のために必要に応じて置くことができる調査員について定めております。

最後に、第 9 条では、前条までのほか、更に必要な事項については、委員長が委員会に諮って定めることができるとしております。

では次に、7 頁をお開けください。資料 2 千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会運営要綱についてです。9 頁をお開けください。資料 3 千葉市いじめ等による重大事態への対処に関する要綱は、千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会設置条例第 2 条に規定するいじめ等による重大事態への対処に関し、必要な事項を定めたものです。

次に、12 頁をお開けください。資料 4 いじめ等の重大事態に対する対処といじめ防止等の対策についてのイメージ図です。ポイントを絞って説明いたします。

本委員会は中央の網掛けされたところに位置づけられます。その下に、市長部局の附属機関である「千葉市いじめ等調査委員会」が位置しております。いじめ等による重大事態の再調査を行うものであり、いじめの防止等の対策機関としては位置づけられておりません。右下の「いじめ問題対策連絡会」は、学校関係者、警察関係者、各関係各課等が、いじめ問題に対して、それぞれの立場

でどのような対策を講じているか等について情報交換を行う会議です。

さらに、資料13頁の資料5につきましては、「千葉市情報公開条例の抜粋」「千葉市情報公開条例施行規則の抜粋」を掲載しておりますので、参照ください。説明は以上となります。

(黒川委員長) ありがとうございます。何か、意見質問等はございますか。これまでも、条例その他の規定について拝見させていただいたところかと思いますが、よろしいでしょうか。

では、続きまして、千葉市のいじめ防止対策推進等について、事務局より説明をお願いします。

(5) 本市のいじめ防止対策等について

(保田主任指導主事) ひとつ言い忘れましたが、資料6につきましては、この調査委員会の調査審議報告なぐれや報告様式等が入っておりますので、後ほどご覧ください。

それでは、本市のいじめ防止対策について、資料をいくつか用意しております。別添の資料の7が「千葉市いじめ防止基本方針」です。平成30年3月31日に改定しているものです。別添資料8は、「いじめ対応マニュアル」です。昨年度の当委員会内で協議していただき、いじめアンケートの保存期間を「年度終了後5年間保存」とするなど、部分的に改定をしております。別添資料9は、「学校いじめ防止基本方針策定の手引き」です。これをもとに各学校では、別添資料10「学校いじめ防止基本方針」と、巻末に綴じられている「学校いじめ防止指導計画」を策定し、学校ホームページにて公開しているところです。

また、別添資料11として、文部科学省が平成29年3月に作成したいじめの重大事態の調査に関するガイドラインもお配りしました。今後の本委員会の活動や協議等においてご参考にしていただきたいと思います。

(黒川委員長) ありがとうございます。委員の皆様ご質問ご意見などありましたらよろしく願いいたします。

(星委員) ひとつよろしいですか。いじめ防止基本方針が各学校が作るようにモデルが示されておりますが、千葉市内の各学校はすべて作成しておりますか。

(保田主任指導主事) 全小中学校、特別支援学校が作成しております。

(黒川委員長) その他ありますか。

ひとつ、これは意見ですが、学校いじめ防止基本方針の策定条件が、国のものを参酌するという条件が、いじめ防止対策推進法の13条にあって、管理職の先生に私も国が29年の3月に改定しているので、それを踏まえて学校は再度の見直しを行ったという事実が必要になるので、保護者から基本方針も変えずにいる学校だからこういういじめが起きているのではないかと、揚げ足取りをされる方が出てきているのが耳にはいつてきておりまして、その時管理職の先生が変えてはいないが、見直しをしたが変わらなかったというのは、結果として問題ない。とにかく、国も変わったので、一度学校として、法の制定後すぐ作成したものを、一回見直して、国が変えたこと、解消率が入ってきたことなどを踏まえて、各学校が変えるべき点があったかなかったかを確認した事実を各校長が認識しておくことがポイントと感じているので、教育委員会からも助言して学校現場とも連携しておくとういきたいと思います。

(保田主任指導主事) その点については、国の動きを踏まえてモデルを29年度末、30年度版からリニューアルしている。担当が生徒指導担当が窓口となっているので、管理職もこのことをしっかりと踏まえて、理解したうえで、学校が策定していること学んだうえで認識していただくのが大切だと思うので、何かの機会に学校に周知していきたいと思います。

(星委員) 先ほど千葉市内の各学校はすべて作成しているということですが、全国的にみると70%いってないですね。千葉市は、大丈夫なんですね。

(黒川委員長) 本市においては大丈夫です。その他いかがですか。よろしいでしょうか。

では、次に協議に移ります。

傍聴者がご退席されているので、このまま進めさせていただきます。

それでは、事務局より説明をお願いします。

(6) 協議

議題(6)に係る会議経過については、千葉市情報公開条例第7条第2号に該当する情報(個人情報)が含まれているので表示していません。